

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成28年12月19日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社大丸松坂屋百貨店

代表取締役 好本 達也

東京都江東区木場二丁目18番11号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社大丸松坂屋百貨店大丸京都店

京都市下京区四条高倉西入立売西町79番地

(2) 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 315台	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 315台

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

平成28年12月27日

3 届出年月日

平成28年11月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成28年12月19日(月)から平成29年4月19日(水)まで(京都市の休日を含める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成29年4月19日(水)

6 その他

当該届出については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更として認定している。

(産業観光局商工部商業振興課)